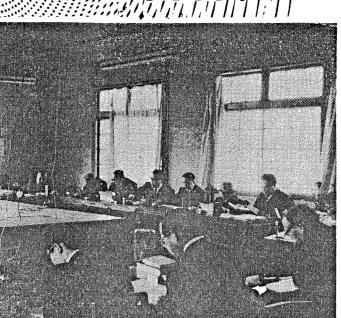
お



1 発行所 大洗町役場 発行人 加藤 清 即刷所 新いばらき印刷局 TEI.水戸(205191代

新年度予算

昭和四十五年度予算など二十議案を審議する、第二回定例町議会は、去る三月五日招集さ 果、全議案は原案どをり可決されました。本会議第三日の十三日、加藤町長より、新年度 9可決されました。 注目の新年度予算規模は、一般会計で、 五億七千五百二十一万三十円 具体的検討審議が行なわれたのち、最終日の二十五日の本会議において、全議案は原案通 予算編成上の基本方針等についての説明が次の通り行なわれ、一日間休会のあと十八、十 七日の両日にわたり、新年度予算をはじめ、町政全般について一般質問が真けんに行なわ 次道、国保、魚市場など特別会計で三億九千八百二十三万七千円、合計九億七千三百五十 れたのち、新予算については各関係常任委員会に付託され、十八日以降それぞれ部間別に 同月二十五日まで二十一日間にわたり慎 重な審議と活発な質疑 応答が行なわれた結 九億七千万円を可決

町長編成方針を説明

五方円の大台にのぼりました。

一、町政の基本構想

ありましょう。 いうことは、大きな政治の課題で 日常生活で毎日直面している苦し 考えた場合、物価とか交通とか、 が増して来たのはどういうわけで ような近代文明が作られました。 いる歴史は、人間が生きるために みをどのように解決して行くかと 特に戦後我が国経済の伸びは著し を求め大地を耕やして生きて来た であります。最初は海や山の資源 初に地域づくりとは何んであるか しようか。例えば国民的立場から すが、その中で却って不安と苦悩 げれど

人間の

英知によって

現在の 如何に自然を利用し開発しその可 のであるかということを考へてみ その本質、基本理念はどういうも **性を追及して来たかということ** 目然の関係であり、 私達の持って ってみますと、その原点は人間と に就いて説明を致します。 先づ最 いと思います。歴史を振りかえ 只今から昭和四十五年度の予算 今後益々拡大されると思いま りますので、それを一つの出発点 っております。商工業では新年度 心とした施設園芸策を益々広めそ 既に私達の努力している畑作を中 備拡張が引き続き行なわれ、 策を進めて行く考えであります。 として今後の激動期に対処する施 商工会が会館の建設を予定してお

れなければならないし、快適な環 ためには先づ生活の基盤が確立さ す。従って豊かな生活を実現する とでなければならないと思いま 滴な環境で、 豊かな生活を送ると づくりの目標は地域内に住む人々 そこで私達の当面している地域 人間的な信頼関係に立ち、快 す。また原子力産業では原研と並 取組んで行きたいと思っておりま 点として今後未開発地点の開発に が予定されており先づこれらを拠 と並んで、ユーモア文化村の開設 であり、なお岩船山には夏海海岸 営子供の国が七月オープンの予定

(写真は新年用予算を熱心に審議する本会議風景)

の問題、能率の問題等幾多の条件

す。先づ産業の面では大洗港の整 な施策を進めているわけでありま いう基本的な方針に従って具体的 ん。また同時に人間関係の広さと は大型船の入港を予定しておりま り、教育文化の充実であってこう 業の振興であり、環境の整備であ て行かなければならないと思いま か、深さとかを地域の中で実現し 小型船が入っておりますが新年度 を整備して行かなければなりませ こうした考え方を要約すれば産 定であります。教育関係では永年 努めたいと思っております。 新年度も引き続き計画実施する予

して滅反の施策が打出され、農家 の近代化を促進して行きたいと思 農業の分野では現在国の方針と ケ年計画で実施したいと思ってお 確定ですが、出来れば今年から 算を計上いたしました。また行政 中の体育館を新年度に実現する予 ります。

観光では大洗海岸に建設中の県 金の関係もありますがなるだけ早 ドと高校の建設につきましては資 い機会に実現を図るよう考えてお

二、新年度予算編成方針

境を作るには、健康の問題、安全 一んで動燃の工学センターが開所さー水道事業が 一億四千七百 一十六万 業が一億八千四百九十七万七千円 ります。しかし特別会計の国保事 年度に比較して一、七%の増であ 五億七千五<u>百</u> 干一万三千円、前 新年度の予算規模は一般会計で ます。

れ、今後日本における研究開発の センターとして期待されておりま

際要に備える施設を増設する方針 年から建設中の二十トンの焼却場 人員も増加して出来るだけ整備に も新年度には完成いたしますし、 非常に迷惑をかけておりますが去 施設の不備と労力の不足によって であります。ゴミ収集については ない水源の確保と急増しつつある 水道の拡張は新年度も引き続き行 次に環境整備の点でありますが っております。

きましては現在防衛庁の予算が未一業の投資額を出来るだけ多くして 近代化を図るための庁舎建設につ、民の要望に答えるためには建設事 の懸案である一中の給食施設と南

その他課題となっておるグラン

なお町道の舗装と排水溝の整備は

々高まって来ております。地域住 御承知の如く最近行政需要は年

勘十堀払下げ収入を含めて町有地 と交付税、それに町債と合せて三 開発による収入が三十八%であり の財源内訳は一般財源つまり町税 は約三十五%に当ります。そして で建設事業の投資額は一億八十一 万二千円で予算総額に占める割合 普通建設事業を一〇〇とした場合 新年度の一般会計予算総額の中 ととに重点をおいた積りでありま のことでありますが予算編成に当 りましてはオスオ出の均衡を図る

入のわくもありますのでその中で 行かなくてはなりません。然し才 大の苦心を致しました。 向けるかということについては多 如何に多く建設事業の投資に振り 円、防災のために消防自動車一台 購入費として二百六十一万円を計 装と排水溝整備のために千八百万 予定であります。比の他町道の補 は新年度千五百六万円で完成する

永い間の懸案になっておった庁舎 として新年度は県の補財を併せ百 おります。また文化財の保護施設 事業に三千二十七万円を予定して の建設につきましては昨年度から 四十五万円で鏡塚古墳周辺の整備 百二十二万円、南中の体育館建設 は一中の給食施設建築事業に千六 上いたしました。なお教育関係で

す。今後動燃の建設も四十八年頃

伸び率は十八%になっておりま

有地開発によるものは六千七百九 十万円で前年度に比し、大幅に減 円が入っておりますから実際の町

りまして、財政確立のため一歩進 られることが出来て来たわけであ ものが建設事業の投資に振り向け 物件費に殆んど充てられておった す。これはつまり一般財源が伸び んで来たと思います。そこで毎年 て来たため、従来は義務的経費や せんでしたが今年は三千六百五十 充当した額は昨年殆んど見られま 八万五千円 が充てられ ておりま それから一般財源の公共投資に

図るための主な事項としては水道 漁具倉庫の補助金百八十万円を計 百七十七万円を計上致しました。 事業として二十トンのゴミ焼却場 事業拡充のために一般会計から千 七万円、協同組合の建設する共同 では水産加工業の生産資材買付資 十五万円は夫々商工業と農業将興 とそ菜集出荷所建設負担金の百九 上しております。次に環境整備を 金と加工施設の利子補給金百三十 対策の一つであります。水産関係 一百万円の繰出金を計上し、 商工会館建設負担金の二百万円

おり、昭二十七 努めなければなりません。 国県支出金が十%、 体の比率を申し上 五%、町債が六%、 源の総額に占める の特色としては、 って来ております 幸いにして町税は順調に伸びて 先づ財政構造で

年度からの平均 ります。 いることは前に報告した通りであ 坪を交換しその差金として八千五 用地五千十坪と町有地四千三百五 っております。また茨交の旧軌道 百万円を茨交より、町へ納入して 渡して現在二万三千百八十八坪残 り払下げその中至七百八十三年 を保養センターとユーモア村に譲 九百四十九坪を昭和二十八年国よ ドンドン山と岩船山は一万八千

一御協力をお願い申し上げる次第で 尽す決意を披瀝し、今後尚一層の 調和ある町発展を図るため全力を で飽く迄も町民の福祉を念じつつ 当り、今後益々激動する情勢の中 新年度は一九七〇年代の初年度に 以上概要の説明を致しましたが

るものと期待し その団定資産税

加も予想されますので如何にして

が烈しく進み従って行政需要の増

ております。ただ も逐次高まって来 迄続きますので、

後町の都市化

も自主財源を確保

万二子円でこれを合計しますと九 料、国県支出金等は九千百四十四 四%伸びております。特定財源の は事業関係の国庫支出金のためで す。オス予算を財源別にみますと 億七千三 五十五万円 になりま 万円で二十三%の滅ですが、これ 千七十七万三千円で前年度から十 つである分担金、使用料、手数 般財源が町税、交付税で三億六 としての町有地開発による特定財 交付税の制度改正があって五千万 と動燃で三千五百万円殖え、なお 中化を図ったため、新年度の財源 し、経常的支出面では合理化と集 他たばと消費税と電気、ガス税で 円の増収が見込まれました。この 資産税の伸びがあり、これは原研 と新年度の収入の中町稀特に固定 一千万円の増収が予定されるに比 ーをしておりますが現在未決定であ 円で極力その実現を図りたいと考 易ではありませんが新年度は保険 此の他特別会計の内国保事業につ え新年度はその一部として四千六 診率の累増によりまして財政も容 きましては年々医療費の増加と受 **戸門を計上いた** 業として総事業費 しかし本年度から一ケ年継続事

しました。なお

りました。その収入千九百八十万 センターに譲渡してその開発を図

固定資産税と電気ガス税やたばと

センターからは毎年三百万円の国 円は町の建設事業に投入し、現在

消費税が入り年間の水道料金が百

一億六十四号

二年どんどん山三千九百坪を保養

一つ例を挙げますと、昭和四十

魚市場事業が六千八百九

これらを綜合的に考えて見ます。

いうことも考えなければなりませ

の滅であります。この中には勘十 あって十七%の滅、これも事業関 堀官有地払下げ処分金の千六百万 収入は八壬三百九十万円で五〇% 係であります。町有地開発による 次に町債は、三千九百十万円で 消極的に陥いらず出来るだけ重点 第であります。しかしそれだから 施策を織り込んだ積りであありま といって才出面の内容については 源は予算総額の十一%に止めた次

から出来るだけ収支のバランスを

とりながら整備を図って行く積り

年未一億三千八百四十九万四千円 現況を報告致します。昭和四十四

償環能力によって決められてあり

千円であります。起債額の限度は

で現在償環額は一千三百十一万一

その限度は一般財源の二十%迄で

あります。従って町の一般財源は

しては何しろ初まったばかりです ております。魚市場事業につきま

一ると思っております。なお起債の

効果を挙げて行くことが大切であ

町有地開発はこういう行財政の

万円を繰出して乗りきろうと考え

税率を据え置き一

般会計から五百

質が納入されております。 五十万円、その他町から多くの物

予算内容の主な特色

豆八十万円、これは南防波提の延 おります。道路関係では県道とし 定されておりまして此の負担金四 松川に通する農免道路の建設が予 ての臨港道路と大貫出口から夏海 として中突堤の新設が検討されて 長と泊地浚渫、特に船舶収容施設 めに大洗港の事業負担金が四千一 先づ産業基盤の確立と振興のた を予定しております。事業費は六 衛庁の民生安定事業の一つとして 壬二 百万円でありますがこれは防 付帯施設として冷凍冷蔵庫の建設 三百万円の企業債で建設し、流通 三千七百万円の国庫補助金と二千 ております。 経済の拠点の一つとしたいと考え であります。 ただ新年度は市場事業の必要な

四、財政の分折と展望

来るわけであります。

一万二 | 千円との差額四千三百 | 十

従って現在の償環額二千三百十

六千六百二十一万九千円迄充当田 でありますからその二十%に当る 新年度三億三千百五十九万六千円

と先づ何よりも一般財源の確保に 業費三十五%公債費その他の経費 件費補助費で十九%、普通建設事 いう分折に立って将来を考えます で十四%の割合であります。こう 出の面では人件費が三十二%、物 源が十二%となっております。オ ており、主たる財源の比重が高ま 十三%に比較して六十三%になっ |十五%地方交付税が三十二%、 げますと町税が 割合は前年度四 新年度の一般財 すがオス構造上 その他特定財 財産収入が十 そこで才入全 ーます。 一イパス線敷地と動燃に処分したも 五万一千三百六十五坪残っており の一万三千二百十八坪を除き現在 八十三坪を国より払下げ、国道バ 山は昭和三十一年に六万四千五百 る町有地の取得と処分ですが前原 分の一程度であります。次に主な 万七千円の償環余裕額があるわけ ですから現在の起債は限度額の三

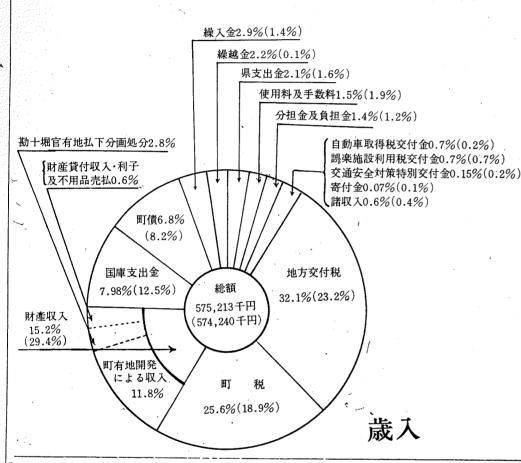
| 1才入 | | | | | | (単位 4円 |)△印減 |
|---------------|---------|---------|----------------|----------------|-------|--------|------|
| 款 | 本年度 | 前年度 | 比較" | | 予算に対 | 備考 | |
| | 于算額 | 于算額 | 金額 | 伸縮率 | 昭 4 5 | 873 44 | |
| 1. 町 税 | 147.200 | 108.443 | 38.757 | 35.7 | 25.6 | 18.9% | |
| 2. 自動車取得税交付金 | 4.200 | 1.400 | 2.800 | 200,0 | 0.7 | . 0.2 | |
| 3. 娯楽施設利用现分 | 4.3/3 | 4,000 | 3/3 | 7.8 | 0.7 | 0.7 | |
| 4 地方交付税 | 184.396 | 133,000 | 51.396 | 38.6 | 32./ | 23.2 | |
| 5. 交通安全对策箭交付金 | 852 | 1.100 | △ 248 | △ 22.\$ | 0.15 | 0,2 | |
| 6. 分担金及V負担金 | 8,259 | 6.957 | 1.302 | 18.7 | 1.4 | 1.2 | |
| 2. 使用料及び手数料 | 8.540 | 11.158 | △2.618 | △ 23.5 | 1.5 | 1.9 | |
| 8. 国庫支出金 | 45.932 | 71.468 | <i>△25,536</i> | 35.7 | 7.98 | 12,5 | |
| 9.県支出金 | 11.949 | 9.2/2 | 2,737 | 29.7 | 2,/ | 1.6 | |
| /0. 戝産収入 | 87.370 | 169.048 | △81.678 | △ 48.3 | 15.2 | 29.4 | |
| //.寄 付。金 | 410 | 400 | . 10 | 2.\$ | 0.07 | 0./ | |
| /2. 繰 八 金 | 16.472 | 8.050 | 8.422 | 104.6 | 2.9 | 1.4 | |
| /3.繰 越 金 | 12.708 | 500 | /2.208 | 2.441.6 | 2.2 | 0./ | |
| 华請 収 八 | 3.5/2 | 2,404 | 1.108 | 46.1 | 0.6 | 0.4 | |
| /5 町 债 | 39.100 | 47.100 | △8.000 | △/7.0 | 6.8 | 8.2 | |
| 才入合計 | 575.213 | 574.240 | 973 | 1.7 | 100 | 100 % | |

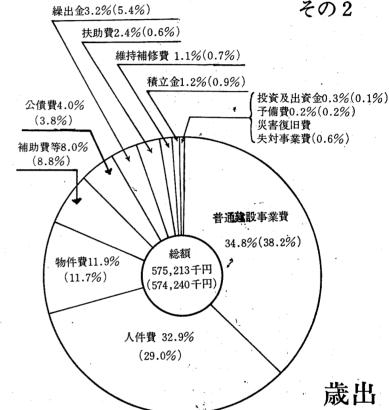
| 2 | 2 才出 | | | | | | | | | | (単位 - | 4円)∠ | 2年)成 |
|---|-------|-----|-----|---------|----------|---------------------|------------|--------|--------|---------|---------|------|------|
| | 章77 | | 本年度 | 前年度比 | | 較 | 軟 本年度の財源内訳 | | | 予算に | | | |
| | | | 于算額 | 予算額 | 金額 | 伸縮率 | 特定 戝源 | | | 40 -00 | | 00分比 | |
| L | | | | | | | 团県支出金 | 地方债 | せの他 | 一般財源 | 聞45 | 8844 | |
| L | 1 議 | 会 | 費 | 16.031 | 14.089 | 1.942 | 13.8 | ~ | _ | _ | 16.031 | 2.9 | 2.5 |
| | 2 総 | 務 | 哉 | 141.600 | : 96.164 | 45.436 | 47.2 | 21.214 | 11.500 | 21.472 | 87.414 | 245 | 16.7 |
| L | 3 民 | 生 | 徴 | -60.081 | 59.104 | 977 | 1.7 | 15.830 | - | 8.874 | 35.377 | 10.4 | 10.3 |
| | 4. 律 | 'Æ. | 赉 | 50.501 | 63,943 | ~ /3.442 | A21.0 | 531 | 10.000 | . 7.127 | 32,843 | 8.8 | 11.1 |
| L | 5 労 | 仂 | 黄 | 2 | 3.323 | <u> △3,32/</u> | △99.9 | - | | - | 2 | - | 0.6 |
| L | 6. 農木 | 大人在 | 業費 | 29.403 | 26,968 | 2,435 | 9.0 | 3.744 | 1 | 3.910 | 21.749 | 5.1 | 4.7 |
| L | 7. 商 | I | 責 | 14.503 | 14.749 | △246 | △ /.7 | 30 | - | 2 630 | /1.843 | 2,5 | 2.7 |
| _ | 8 土 | 木 | 費 | 85.702 | 118.245 | 43 <i>2.54</i> 3 | A27.5 | 1.433 | 6,000 | 22.990 | 55.279 | 14.9 | 20.5 |
| L | 9. 消 | 防 | _ 費 | 12.970 | 10.027 | 2,943 | 29.4 | 870 | 1 | 1.740 | 10.360 | 2.3 | 1.2 |
| L | 10 教 | 育 | 贯 | 110.832 | 132.933 | 422,101 | △16.6 | 14.229 | 11.600 | 24.759 | 60.244 | 19.3 | 23./ |
| | 11 災 | 害復 | 旧費 | / | . / | 0 | - | _ | _ | - | / | - | _ |
| L | 12 23 | 債 | 費 | 23.1/2 | 21.693 | 1.419 | 6.5 | - | | 1.073 | 22,039 | 4.0 | 3.8 |
| | 13. 諸 | 支は | 1金 | 29.475 | 12,001 | 17.474 | 145.0 | | | 22,884 | 6.591 | 5.1 | 2/ |
| | 14 予 | 7精 | 費 | 1.000 | 1.000 | 0 | - | _ | _ | _ | 1,000 | 0.2 | 0,2 |
| L | オロ | 合 | 計 | 575.2/3 | 574.240 | 973 | 1.7 | 57.881 | 39.100 | 117.459 | 360.773 | 100 | 100% |

その1

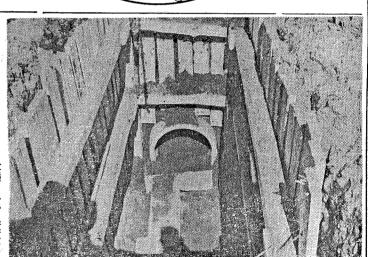
性質別経費占拠率の図解

(註)()内は前年度





上水道拡張事業 第1年次(44年度)分工事完成



海のこどもの国、水道管、動力線電話線共用の県道横断 地中資孔工事、(大洗祝町付近)

❷ 上水道新幹線布設工事(国道51号線南中学校付近)

● 国道51号線の横断地中國孔工事用ヒューム管

で、給水不足を起すような不安が の給水需要最盛期においても「水くなりました。この事業で四十 庄が低下して水が出ない。」といなりなります。 に事業建設に着工することになり第二年次に当る四十五年度に行 ました。水道事業の健全な連営を公允万五千円であります。 に事業建設に着工することになり、治力五千円であります。 に事業建設に着工することになり、治が不足を起すような不安が の給水需要最盛期においても「水で、給水不足を起すような不安が の給水需要最盛期においても「水で、給水不足を起すような不安が の給水需要最盛期においても「水で、給水不足を起すような不安が の給水需要最盛期においても「水で、給水不足を起する



交通信号人を置いて、工事のピッチを上げる



地中貫孔工事によって国道 横断をした消管の中へ水道 の配管を行う。 (大洗南中

海のこどもの国では、七月一日

水の量は、二、七〇〇立方はです

月から給水始める

めているが、各種施設のうちプー オープンの予定で、建設工事を進

ルは近く完成するので、

大洗町の

量は、二、六〇〇立方はですから

給水している最近の一日平均給水

大洗町の水道で全町のご家庭へ

ほぼ同量の水が、プールに使われ

ます。二、七〇〇立方はの水は、

一
永道から四月下旬には
給水する

ことになっています。

海のこともの国で水の需要量は

(3

わせて一日平均八〇立方はですが

いる一般住民のみなさんへ、ご迷

水にすれば、補充水だけの給水と

約八日間をかけて給水し、一度満

なりますから、水道を利用されて

-四日から実施になりました。旧

まったり、住、や農地がごちゃご

ちゃになっては施設のやりようが

は合わない部分が沢山あります。

非常につよく、地方自治の建前

る。というのが第四の理由です。

市街化区域と市街化調整区とは

人口密度 80人/h a

新しい都市計画法について

挙であることはいうまでもありま 歴で文化的な都市生活及び機能的 るわけで

時代の

要求に合わなくな わゆるスプロールの進行で、 こう かないことです。そのため、家や のもとに土地の合理的利用を図る **は都市活動を確保し、適正な制限** 岩(五十年)の年月がたってい を敬遠して無指定のところに、バ 心高い用途地域をかぶったところ 不との健全な調和を図りながら健 一箇法をつくる主な理由は農林漁 ば上下水道、電気、道路等の公 たバラ建ちであっても、わが国 傾向がつよくなっています。 瘍を建てようとする人は、 地価 を定めていますが、この用途地 てきたのは当然ですが、新都市 ないというのが現状です。これ 建ちで住宅や工場をつくるとい 制の最大の盲点は、指定されな 、都市地域の土地利用の合理化 公共投資にとって、非常に非効 施設を後進的にやらなければな いまでも都市計画区域で用途地 と郊外地のスプロールを防止す をつくり、複雑に処理してきたと らいです。 際には通達その他による運用と、 二、都市計画法を一つの体系とし ルを食いとめ、秩序正しい都市づ んといっても新法制定の最大のね 三、地方自治や民主政治の要請に くりをしていこうというのが、な 必要に応じてつぎつぎと関連法律 旧法はなんといっても旧憲法時 旧法は非常に簡単な法律で、実 て整理するため。 この悩みのタスであるスプロー

代につくられたため、国の権限が 且つ効果的に運用される必要があ

Ø

域設定に関する都市計画を決める 出することができます。知事は地 日までに知事に対して意見書を提 係者は、一週間の縦覧期間が終る 対して関係市町村の住民と利害関 いことになっています。この案に く措置をとります。 住民の縦覧に供しなければならな らば、公告してその案を二週間、 よ区域決定の具体案が固まったな また、いよい

意見書はこの地方審議会で審査さ にあたっては、都市計画地方審議 出の防備等のため保存すべき土地 べき土地。 ③市街化区域と市街化調整区域

> 一著への譲渡は法によって出来ないことになっていますので御注 一十日以内に届出人に通知しますが、この期間中は、県以外の第

れた夏海地区は、

磯浜、大貫地区

受けることとな

那珂郡・那珂町、東海村、

瓜

従って、今まで

放任状態におか

(関係図書は、役場で一般の縦覧に供しております)

町村に移譲されることが第三の理 行なってきた都市計画決定の権限 められません。そこで、従来国が また「住民参加」ということも認 成市街地)」と「おおむね十年以 に市街地を形成している区域(既 市街化区域というのは、

四、今後の都市計画は、行政区域 ぞれの市町村単位に定められてき たが、その非効率無駄な投資をさ 今まで都市計画の施設は、それ にとらわれず広域的に定める必 を図るものです。 くって都市の健全で秩序ある発展 くりのため、区域内の積極的な整 図るべき区域」です。また都市づ 備と開発行為の公共投資を行ない 内に優先的かつ計画的に市街化を

要があるため。

とになっており、この調査の結果 ます。調整区域は必ずしも永久的 を国が直接的に公共投資を行ない ずるとともに農業振興地域の整備 ります。また優良農地の保全を講 の住宅などは一切認められなくな しか開発が認められないというこ 内では具体的にいうと、例外的に 抑制すべき区域」です。この区域 整区域の区分を変更しうることも 市計画に関する基礎調査を行うと とであり、一般的なサラリーマン 市街化調整区域とは「市街化を

ことになっていますが、市街化区 知事が、その他は市町村で決める 三、区域を定める手続き。 新法では、根幹的な都市計画は

域と、調整区域の決定は、最も大 ですが、必要があると認めれば、 定の案を作成するにあたっては、 限になります。知事がこの区域決 事なことですので、決定は知事権 公聴会等を開いて住民の意見をき 市町村の意見をきくのはもちろん 含まない。 は、原則として次に掲げる区域を

期にわたり、 発生のおそれのある土地。 ロ、浴水、高潮等による災害の

方、譲渡予定額、その他、当該土地建物についての所有権以外の

区域内で土地建物を有償で譲り渡そうとする場合は、その相手

権利等について県へ届出なければなりません。

帰は届出があった土地については、買い取るか否かについて、

で)が、三月十七日付で事業認可になりました。事業認可区域内

土地、家屋等の有価譲渡について制限を受けることになり

で無指定地域であ

都市計画道路、夏海大洗線の一部(大洗第一鳥居より東光台ま

夏海大洗線が事業認可

来各所に見られる

風致緑地地区の保

新市街地の開発、

に取り組むことに

県施行の都市計画道路

「市街化区域と市街化調整区域」

に交通情勢等を充分考慮した上、

広域的に、且つ一体の都市として

四、市街化区域と市街化調整区域 としております。

且つ計画的に市街化を図るべき区 化が進行している区域とする。 市街地その他建設省令で定めるも 域として市街化区域に定める土地 の並びにこれに接続して現に市街 相当の人口及び人口密度を有する て、市街化区域に定める土地は、 ②おおむね十年以内に、

優先的 の既に市街化している区域とし との区分に関する技術的基準。

市街化の動向、鉄道、道路、用排 水施設等の整備の見通し等を勘案 して市街化することが不適当な十

二、優れた自然風景の維持、都 ハ、優良な集団農地、その他与 の区域区分の方法

区域は極力客観的に決めるべきだ のとして建設省の方針は、市街化 備などの出来る範囲にとどめるも 村当局としては、財政能力と結び の区域の制定にあたっては、市町 見をきくことになっています。こ の他通産、運輸など関係大臣の意 たっては農林大臣と協議をし、そ あり、建設大臣が認可をするにあ ときは、建設大臣の認可が必要で 事がこの区域決定をしようとする つけて、都市計画施設、開発、整

う開発行為で、その規模が一、○ 〇〇〇平方は未満の範囲内でその 域を限り、三〇〇平方が以上一、 術化を防止する必要があると認め 市街化の状況により、無秩序な市 〇〇平方が未満であるもの。但し

市街化区域内において行な

なものにより定める。 等土地の範囲を明示するのに適当 の区分のための境界は原則として り、開発許可制度の適用を受けま 域について、それぞれの基準に依 鉄道、河川、がけ等の地形、地物 い開発行為は次のようなものであ の開発許可制度の適用を受けな 市街化区域及び、市街化調整区 店舗、事業場等の建築物で、その 延面積(同一敷地内に一以上の建

②開発許可を申請しようとするも

鉄道業者とあらかじめ協議しなけ 水道事業者と、四〇紛をこえる開 六、市街化調整区域における特例 行為にあっては更に、ガス事業、 ればならない。 義務教育施設の設置義務者及び、 のは、当該区域面積が二〇紛以上

はこれらの業務を営む者の居住の 堆肥舎等の建築物、その他建築面 的で行なうもの。 用に供する建築物の用に供する目 積が九〇平方が以内の建築物また 供する畜舎、蚕室、 C、著しい弊害を生するおそれ 育種苗施設:

(国の指示新評価額決定に

据え置き

2割 前年同様

(但し、土地8万円未満、家屋5万円未満のものは免税)

(昭和45年7月末町議会が審議決定する) でき得る限り、税額軽減の方向で検討したい。但し

1割の増徴

"

市街化区域

のない次に掲げるような開発行為 に類する付属建築物の用に供する イ、車庫、物置、その他これら

販売、加工、修理等の業務を営む の市街化調整区域内に居住してい 以内の増築の用に供するもの。 る者の日常生活のため必要な物品 ロ、床面積の合計が一〇平方は

①固定資產稅

林

⑥家屋・償却資産

"

(//

(1)

②国民健康保險稅額

次の理由が増徴の原因となる。

受診回数増・医師への支払増 固定資産税額・町民税所得割額の増

(2) 農 地

④原 野

5雜種地

保全地域

風致緑地公園

務を営むために行なうもので、そ に居住しているものが自ら当該業 の新築の用に供する目的で当該開 面積の五〇%以上のものに限る) その延面積の合計)が五〇平方は 築物を新築する場合においては、 の規模が一〇〇平方が以内である 発区域の周辺の市街化調整区域内 供する部分の延面積が全体の延べ 以内のもの(これらの業務の用に 開発審査会の議を経て開発許可を その目的に従って、 街化を図るという観点から支障が 該都市計画の決定または変更の日 する権利を行使し 利を有していたもので、当該都市 地の利用に関する所有権以外の権 居住または業務の その区域が拡張さ の面積が二〇舒以 から起算して五年 カ月以内に知事に届け出た者が、 計画の決定または 物を建築する目的 し得る開発行為は ②市街化調整区域内において、 得る期間は、当 で土地または土 上で、計画的市 以内である。 変更の日から六 れた際、自己の 当該土地に関 当該開発区域

ないと認められる 新らしい都市計画法が施行され 二月十九日より 計画区域に ものである。 夏海地区が都市

整備、開発、保全の法則にのっと 都市計画区域に編入、総合的に、 な都市の形成を計るため、現在ま 理念としている農林漁業との健全 既成市街地、周辺市街地の整備、 な調和を計りつつ、 な開発行為を規制し、新法の基本 った夏海地区を 地利用の方針を なりました。在 優良農林地区、 虫食的、無秩序 全対策に積極的 健康で文化的 区域の名称

区域に入る土地の名称 東茨城郡・大洗町、常澄村 水戸市、勝田市、那珂湊市、 水戸・勝田都市計画区域

樹立することになりました。

って、適正なる十

れた夏海地区については、整然と 新らたに都市計画区域に編入さ

広域都市計画区域の編成

手出来ないことになりました。 出、確認を受けた後でなければ着 様、確認区域となりました。建築 関係の手続きも磯浜、大貫地区同 工事届だけで処理されてきた建築 の工事に先立ち、確認申請書を提 した都市形成の一環として、在来 (二) | 万十九日付)

新法に基く都市計画区域の設定

域都市計画区域が編成されました 中心とした九市町村をもって、広 有機的に且つ効果的に運用される の上からも、非効果的な投資が行 毎に定められ、道路等、流通機構 るとされております。現在までの 域的見地にたって定めるべきであ の諸情勢を充分に考慮した上、広 については、最近の交通、経済等 べきであるとの観点から、水戸を として諸施設の計画が樹立され、 ところは広域的に且つ一体の都市 なわれてきたが、新法の意とする 都市計画については、各行政区域

た都市形成が計られることになり 市街化調整区域の区分がなざれ、 市街地と農林地区との調和のとれ 家族数の増 上記以外は昨年同様の税額、

訂画が決定され

または変更して

このような制限もなく一生で

ら、より高い年金が欲しいという

給付のし組みを設けて、 おります。そこで、所得に応じた

年金水準

ています。町でも道路を整備した

各関係機関でも、それぞれの立場 悲惨な交通禍のニュースを伝え、 論説の焦点となっています。

各種報道機関では連日のように

ても地域住民一人一人の協力がな

しかし、この問題は何んと云っ

考え、『交通災害のない明るい町

お金をなんとか有効に使いたいと

造り。の一助にと、更に自分の金

子三百円を加え、計五千円を町

ければ達成できる問題ではありま

せん。ここで最近、街で拾った夢

意ある人の話題をお知らせいたし

題として社会問題化し、各方面で

い町づくりに一生懸命努力してい

戻されました。高崎さんは、この 結局そのお金は高崎さんの手許に 半年たっても落し主が現われず、

をしめ出し、交通災害のない明る

强化にと

交通安全施設の

団体で安全対策の諸行事を行ない るいはまた交通安全協会や関連諸 通安全の思想普及に努めたり、あ

し、すぐに警察に届けましたが、 に路上で二千七百円の現金を拾得 夫
つ
こ
さん
で
、
高
崎
さん
は
半
年
前

拠出

障害年金母子年金

遺 児 年金

制限などの支給制限もあります。

で行なわれた全国的規模の調査で ることができません。現に厚生省

も、保険料が少々高くてもよいか

支給されます。あなたはこの年金

能力に見合った。世金に応じた低い では、比較的低い所得階層の負担

大洗町の国民年金

132,000円 2,601,600

2,733,600

工八歳から) 生三万円の年金が

年金をうけることはできますが 加入しなくても、七十歳から福

り、これでは多くの人の満足を得 年金額とならざるを得ない面があ

提手金は、年金額も低く、所得

老人太学第(期生修了武

103名に若返り証贈る

期生修了式をおこないました。

七月町の防犯と家庭の心構

水戸警察署大洗警部派出所

がみえられて、五年年金の話をし すが、先日役場の国民年金係の方 私は明治四十一年生まれで

お

保険料を五年間納めていただき、 との年金は月七百五十円の なってきます。ところが、現在の 給付を受けたいという考えが強く ですが、今日のように国民の所得 を受けるし組みは、一つの考え方 定額の掛け生をして、定額の給付 が向上すれば、能力に応じて高い 年金制度のありかたとして

合五年年金に加入した方が得でし ちらにするか迷ってます。 私の場 祉年金がもらえるそうですし、ど ていきました。私は七十歳から福 単な説明がありましたが、この制 度をとり入れた目的はなんでしょ

かけ終ったとき(あなたの場合は 定額の拠出、定額の給付という型

老 齢 年金 障 害 年金 母子 年金 準母子年金

計

等を行ない「交通事故

ルや交通安全パレード

1,127

お

年金が支給されることになります 年に三万円になり、六十五歳の平 上げますと、五年間のかけ金は総 額で四万五千円、もらえる年金は らえる計算になり、掛金の十倍の 全余になっていますから、

あな 最近、回ってきた回らんに

そのなかに所得比例制について簡 国民年金の記事がのっていました の年金水準を保障しつつ、高所得 点で、優ぐれた制度といえます。 (昭和45年1月31日現在)

は、低所得者に対してもある程度 18 935,984円 2,765,473 604,800 0 22,306,257 全協会ではこの運動の います。大洗町交通安

い、交通事故の零を目 故から守る運動」に積 重点目標である「新入 極的に取り組み、 学児童、園児を交通事 は早朝より学童、園児 街頭交通指導を行な



・ドをする大洗町交通安全協会のみなさん

囲丁

0

話

題

交通安全施設を作ったり、交

話題の主は磯浜町に住む高崎恒

春の交通安全運動はじ まる

を引き上げる必要性が認められ、

▽十一月

大洗の誇る常陽明治

今後も続けてゆく方針であり、皆

教育委員に

関

昭

郎さん

様のご支援をお願い申しあげます

固定資産評価委員に

関

根

平

吉さん

人貫小学校生徒

春の交通安全運動が四月六日か 四月三十日までおこなわれて 推進しています。 のない明るい町づくり」を強力に

とプラスした所得比例制という型 たわけです。なお、この定額部分 国民年金に所得比例制をとり入れ

退任されました、前教育委員会委 ととしの三月三十一日をもって | また、同じく三月三十一日任期

皆さんのための 檢察審査会制

察や検察庁に訴えたが不起訴に終 わって納得出来ないでいる方はあ 交通事故などの被害にあって、繁 みなさんの中で詐欺、おとし、

発町)が任命されました。 のあとをうけて、去る三月二十五 員後藤清一さん(磯浜町元永町) に、関昭一郎さん(磯浜町元髭 日の町議会の同意を得て、あらた 度 町)は、三月十一日の町議会の同 一満了となられた、固定資産評価委 員、関根平古さん(磯浜町元明神 会にご相談下さい。審査会では検 期待してやみません。 そのようなときには、検察審査 御両人の今後のご活躍を心から

問、犯罪の現場を見分したりして 件の記録を調査したり、証人の尋 被害者などから納得出来ないとし 事件を不起訴処分にしたことが相 て審査の申立てを受けたとき、事 祭官が不起訴処分にした事件で、 のうち、遺族代表の焼香、加藤町 こ遺族が

参列され、

厳そかな

読経 な日で、開式の十時には二百名の された大洗町出身七七四柱英霊の 大法要戦没者慰霊祭を挙行しまし おいて、過ぐる大戦において戦役 当日は、小春日よりのおだやか

春の被岸法要行

算報告、事業報告を行ない、つぎという。十四年度遺族会総会が開かれ、決とのあと同所において、昭和四 に遺族会役員の改選があり、次の は十一時三十分と 質となり、 とどこおりなく終 総会の

墨の申し立 水戸検察審本 **誉市大町** 查会事務局 ております。 丁自

告訴人や被害者は無 齊約0011)

料です。

当であるか、どうかを審査いたし てご活躍なさつ

塚庸之助さんが審査員の一人とし 名簿に登録された者の中から、く しで選ばれ、現在磯浜町在住の篠 審査会は十一人の審査員で組織 戦没者慰霊祭

社会病理研究所 人生の歓び 秀雄 厚 の深夜診療担当の日割がきまりま した。ついては次のことにご留意 生のご協力によりまして、日曜日 当町では、町内医療機関の諸先 新 一、日曜日の深夜も、かかりつ たに決った 日曜日の深夜診療

あり、全員で記念撮影をとり懇親 会を催し盛会禅のうちに修了しま

の修了証書が授与されました。 曲松公民館において行なわれ、加 歴学長より各クラブ代表の方に左 三 戸 ◇若返り証 修了式は同日十時三十分より、

去る3月31日第

X 育

民生委員・小沼 老人福祉について。

厚生課長・佐藤

忠

っなことを勉強しました。

▽四十四年五月 大洗町の町政

金融について。

大洗町長・加藤

ンの指導的立場にある 一〇五名の へが学生となって、

一年間次のよ

との大学は、各地区の老人クラ

マー月

午後十時より月曜日の午前六時ま

三、日曜日深夜とは「日曜日の

四、医師往診車の路上駐車は、

辰元先生

上上

いいたします。(昼間、夜間、深 短時間でもあるし、御協力方お頭

青木先生

宮崎先生

日曜深夜診療日割喪

筧 先

せて下さい。

使用する事業場、及び労働者を一

また、常時五人以上の労働者を

人以上使用する動力 一・五人以以

災保険の強制適用事業ですから、鉱業、自動車運送の事業等は、労 上をもつ事業場(製造業)建設業

所轄の労働基準監督署で、加入の

手続きをして下さい。

(茨城労働基準局)

写真は戦没者の慰霊法要

篠原先生

は、五月十五日までに労災保険料

の時期です。労災保険加入事業所

四月は、労災保険の年度切替え

について

労災保険の手続き

報告書を提出して、手続きを済ま

四五年四月~四五年九月

このあと、町長、来質の祝辞が こに記念品を贈りお喜び申し上 あなたは大洗老人大学第一期生 修了されましたことを証し、こ としてよく勉強され、全課程を

老人大学を開校し、

老人の健康について。

所長·市毛 俊!

小中学校の教育につい

講師・久保田敏夫

教育長・後藤

同老連では、この老人大学は、

髒師 年をとらない秘決 所長・有馬

けの医師に診療してもらえますが

不在その他の場合は深夜診療拠当 診の場合の単代は患者負担となり 屋間の約三倍になります。なお往 医師の診療を受けて下さい。

一、深夜は初診料、往診料とも

宫崎先生 **医元先生** 上量先生 先生

篠原先生

青木先生

宮崎先生

8月2日

担当医

第二

上审先生

青木先生 宮崎先生 **屋光** 占靠

宮崎先生 **屋元**

ばれ る

わる

これた大洗町出身七七四柱英鑑の | 及び遺族会長の挨拶があり、式典やいて、過ぐる大戦において戦役 | 慰霊の辞が述べられ、次いで町長去る三月二十日、磯浜西福寺に | 長、県知事、県遺族連合会長から

◇遺族会新役員

照井上 与信

" 幹 会 事計 雨沢 初太郎 井上 金次郎 小野瀬久三郎

副会 長 長

午後2時) 119番

電話番号変更の お知ら

帳を訂正くださるよう、ご案内申し あげます。 5111番代

5112番

5113番

大洗町役場 (市外局番 029267)

5114番 5115番 夏海支所(2857番) 教育委員会(2329番)

(切替日·昭和45年4月20日

水道課(2309・3471番) は変更ありません。